

議員提出第16号議案

神戸市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の件  
神戸市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月18日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
神戸市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「交付」の次に「等」を加える。

第1条中「交付すること」の次に「等」を加える。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（按分による支出）

第4条の2 会派は、交付を受けた政務活動費を別表第2に定める経費に使用するときは、神戸市会政務活動費経理要綱（平成13年3月市会運営委員会決定）で定める方法により按分して支出することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条の2関係）

1	別表第1広報費の項に規定する経費のうち会派広報印刷物（会派の調査及び研究に係る活動，議会活動等について住民に広報するために会派が発行する広報紙をいう。）に係る経費
2	別表第1広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴事務所（会派が市政，会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するための事務所をいう。）の借上料及び光熱水費
3	別表第1広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴印刷物（会派が市政，会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するために発行する広聴紙をいう。）に係る経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、次に掲げるものについて適用する。

(1) この条例の施行の日以後に会派広報・広聴印刷物納品連絡票（神戸市会政務活動費経理要綱に規定する会派広報・広聴印刷物納品連絡票をいう。

以下同じ。）を議長に提出する会派広報印刷物に係る経費

(2) この条例の施行の日以後に支出する会派広聴事務所の借上料及び光熱水費

(3) この条例の施行の日以後に会派広報・広聴印刷物納品連絡票を議長に提出する会派広聴印刷物に係る経費

- 3 この条例の施行の日前に神戸市会政務活動費経理要綱に基づき按分して支出された会派広聴事務所の借上料及び光熱水費は、この条例による改正後の第4条の2の規定により按分して支出されたものとみなす。

## 理 由

政務活動費の按分による支出に関し規定を追加する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市会政務活動費の交付に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

神戸市会政務活動費の交付\_\_に関する条例  
(趣旨)

等

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、神戸市市会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、神戸市会（以下「市会」という。）における会派（神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第6条の規定にかかわらず、会派に所属しない議員も会派とみなす。以下同じ。）に対し政務活動費を交付すること\_\_に関し必要な事項を定めるものとする。

等

第1条の2～第3条 略

(経費の範囲)

第4条 会派は、交付を受けた政務活動費を別表に定める経費の範囲に従って使用するものとし、市政に関する調査研究又は要請・陳情活動の目的以外の目的に使用してはならない。

別

表第1

(按分による支出)

第4条の2 会派は、交付を受けた政務活動費を別表第2に定める経費に使用するときは、神戸市会政務活動費経理要綱（平成13年3月市会運営委員会決定）で定める方法により按分して支出することができる。

別表（第4条関係）

別表第1

略

別表第2（第4条の2関係）

1	別表第1 広報費の項に規定する経費のうち会派広報印刷物（会派の調査及び研究に係る活動，議会活動等について住民に広報するために会派が発行する広報紙をいう。）に係る経費
2	別表第1 広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴事務所（会派が市政，会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するための事務所をいう。）の借上料及び光熱水費
3	別表第1 広聴費の項に規定する経費のうち会派広聴印刷物（会派が市政，会派の政策等に関する住民からの意見及び要望を聴取するために発行する広聴紙をいう。）に係る経費